

広報

わかた

Public-relations Wakasa

熊川公民館

新春書き初め大会

2

2008

No. 34



記念撮影



誓いの言葉を述べる千田さん

216人が大人の仲間入り 新成人 若き情熱とパワー

2008年 若狭町成人式

若狭町成人式が1月13日、ショッピングセンターレピアで開催されました。今年成人を迎えたのは、昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性107人、女性109人、216人の皆さん。それぞれ成人となった自覚と責任、希望を抱き晴れ着に身を包み式に臨みました。

式典では杉谷教育長が「社会がよくなるように、皆さんの活躍に期待しています。若い感覚と力で明日の若狭町を立派にしてくれることを願っています」と新成人にエール。千田町長からは新成人代表の畠中達也さん(南)に

成人証書と記念品が授与されました。

今年、新成人を代表して誓いの言葉を述べたのは成人式実行委員長の千田清司さん(鳥浜)。「本日を境に一人の成人として広い視野を持ち、社会生活においても自覚と責任、そして日々感謝の心を持って行動していきます」と力強く決意を述べていました。

式典後、実行委員会主催で開催された祝賀パーティーでは、中学生時代にお世話になった恩師の先生を招き、懐かしい話や近況報告に花が咲いていました。



友達と再会



恩師と談笑

成人おめでとう! Congratulations!

二十歳の心境

- ◆ いろんな人と知り合って学びたい
- ◇ 気持ちを新たに頑張りたい
- ◆ 常識のある行動をしていきます
- ◇ 一日一日を大切にしていきたい
- ◆ 理想の大人に近づけるよう頑張りたい



髭 愛美さん(食見)

今までとは違い常識が分かっていないといけません。立派な社会人になるように努力していきたいです。冬はスノーボードをやって楽しんでいま〜す。



山内智之さん(末野)

これからは、自分の事は自分で決めなければいけません。自分の意見をしっかりと持って行動したいと思います。現在は学生ですが、将来は若狭町に帰ってきて宮司になります。



辻井綾乃さん(下吉田)

成人を迎えることができたのは、家族や友達、たくさんの人の支えがあったからだと思います。感謝しています。大人のきれいな女性になりたいです。目標は…もちろん私のお母さんです(^ ^)



蓮本史揮さん(成願寺)

うれしい反面、責任がかかってくるので、今までのようにはいけません。成人なので恥じないように頑張ります。現在は若狭町を離れていますが、将来は若狭町に帰ってきて人の役に立つことをしたいです。

新成人が誕生した年は…

1987年4月～1988年3月

【若狭町の動き】

- ・若狭中核工業団地用地交渉開始
- ・三方五湖周辺道路「日本の道百選」に指定
- ・第1回縄文まつり開催
- ・上中病院改築落成、三宅保育所移転新築落成

【福井県の動き】

- ・福井港に北朝鮮小型船舶(ズダン号)が漂着
- ・中川平太夫元知事死去
- ・福井県出身力士「大徹」小結に昇進

【世界と日本の動き】

- ・JR各社開業
- ・ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー)
- ・竹下内閣発足
- ・大韓航空機爆破事件

【ヒットソング】

- ・人生いろいろ
- ・君だけに
- ・輝きながら…

確定申告

2月18日(月)から
3月17日(月)まで

確定申告は、1年間の所得と、所得に対する税金を正しく計算し、申告・納税する制度のことです。確定申告は税金を納めるための制度と認識されがちですが、払いすぎた税金を戻してもらう場合もあります。事業経営者のほかに、年金の受給者、サラリーマンも対象となる場合があります。確定申告が必要な方は早めに準備して、申告してください。



確定申告が必要な人

A 年金を受給している人

- ①国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険などの私的年金を受け取っている人
- ②年金以外の収入がある人(障害年金や遺族年金は年金の収入額に含める必要はありません)

B 個人の事業経営者など

農業、漁業、製造業、卸売業、サービス業など自営業の人

C 譲渡所得のあった人

土地や建物、そのほか資産を売って利益を得た人

D 給与所得者(サラリーマン)

サラリーマンは毎月の給料から所得税が源泉され、年末に調整されているため確定申告の必要はありませんが次の人などは申告が必要です。

- ①給与収入が2,000万円を超える人
- ②1か所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人(ただし、20万円未満の場合は住民税申告が必要です。)
- ③給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人(ただし、20万円未満の場合は住民税申告が必要です。)
- ④同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与などのほかに、貸付金の利子、建物や土地などの賃借料、機械の使用料などの支払いを受けている人

【年金の収入金額による確定申告必要の有無】

配偶者の状況	申告が必要な収入金額
配偶者を扶養している	196万円超
配偶者を扶養していない	158万円超

65歳未満(昭和18年1月2日以降生まれ)

配偶者の状況	申告が必要な収入金額
配偶者を扶養している	146万円超
配偶者を扶養していない	108万円超

※上記金額は目安ですので、個人により違いがあります。

【確定申告に必要な書類】

- ・印鑑
- ・収入や経費が分かる書類(源泉徴収票、事業の収支明細書や帳簿書類など)
- ・社会保険控除、生命保険控除、地震災害保険控除を受ける人は払込証明書
- ・昨年、確定申告をした人は申告書の控え

確定申告すると税金がもどる人

確定申告をする必要がない人でも、申告すると源泉徴収された所得税が戻る場合があります。この申告は、その年の1月1日以降5年以内ならばいつでも申告できます。

A 平成19年中に住宅ローンなどを利用して

マイホームを新築、購入、または増改築した人

B 平成19年中の医療費の支払いが多額な人

平成19年中に支払った医療費の額から、保険金などで補填される金額を控除した金額が「10万円」または「総所得金額等の5%」のいずれか小さい金額を超える場合に医療費控除が受けられます。

必要書類・・・医療費の領収書、保険金額が分かるもの

C 平成19年中に年末調整を受けていない人

e-Tax でらくらく申告

申告は期間中に役場、税務署で行うことができますが、パソコンを使って電子申告する方法もあります。ご利用いただけますと3点のメリットがあります。

メリット1 最高5,000円の税額控除

メリット2 添付書類が提出不要(ただし、3年間保管が必要)

メリット3 素早い税金の還付

【e-Tax ご利用方法】

国税庁ホームページへアクセスし「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成、e-Taxで送信する。なお、利用には若狭町が発行する電子証明書入りの住民基本台帳カードとICカードリーダーが必要です。 国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

申告・相談日程

申告を円滑に進めるため、下記日程で申告を受け付けます。なお、当日都合が悪い方は、受付期間中に下記会場にお越しください。

三方地域 会場:役場三方庁舎2階第1会議室

上中地域 会場:役場上中庁舎2階第1会議室

月日	対象集落
2/18(月)	倉見、白屋、成願寺、上野
2/19(火)	能登野、横渡、井崎
2/22(金)	高岸、岩屋、田上、東黒田
2/25(月)	相田、藤井、南前川
2/28(木)	北前川、佐古、田名、向笠、三方
2/29(金)	鳥浜
3/5(水)	館川、気山、上瀬
3/6(木)	成出、田井野、梅ヶ原、田立、別庄、世久津、伊良積、北庄、
3/11(火)	【午前】会場:西田公民館 海山、世久見、食見、塩坂越 【午後】会場:若狭三方漁協 遊子、小川、神子、常神
3/12(水)	予備日
3/13(木)	予備日

月日	対象集落
2/20(水)	大鳥羽、上黒田、麻生野、海士坂、三生野、無悪
2/21(木)	三田、小原、南、山内、持田、長江、朝霧
2/26(火)	末野、安賀里、下夕中、有田、下吉田
2/27(水)	上吉田、脇袋、瓜生、関、若葉、サコボウ庄
3/3(月)	グリーンハイツ、熊川、新道、河内、せせらぎ
3/4(火)	飯屋、若王子、三宅、市場、井ノ口
3/7(金)	天徳寺、神谷、日笠、あじさい団地
3/10(月)	杉山、堤、兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木
3/14(金)	予備日
3/17(月)	予備日

【時間】

午前 9:00 ~ 11:30 午後 13:00 ~ 16:30

確定申告

税源移譲により 住民税のしくみが変わりました!

住民税が減額されることが
あります**申告をお忘れなく**

身近でよりよい行政サービスを行うため、平成19年より国(所得税)から地方(住民税)へ「税源移譲」が行われています。この制度変更に伴い今年から新たに確定申告などが必要なケースも発生しています。再度、ご自身の税を確認いただいて申告してください。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

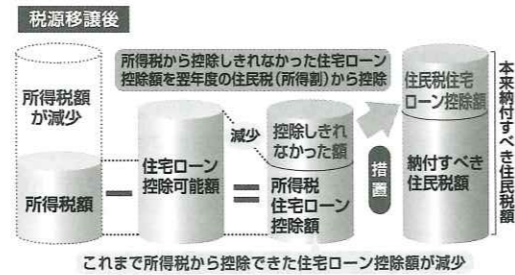
控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、**住民税の住宅ローン控除**を受けるためには**毎年申告が必要**となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、**平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税都道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」**を提出してください。



住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	申告書の提出方法
確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して役場へ提出
確定申告をされる方	確定申告とともに役場・税務署へ提出

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けずに、住民税率の変更による税負担の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲によって増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う**住民税の還付(返還)**を受けるためには**申告が必要**となります。

平成19年分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。

申告期間
平成20年
7月1日～7月31日

申告先
平成19年1月1日
現在居住の市区町村

●問い合わせ
若狭町役場税務課 TEL0770-45-9101 敦賀税務署 TEL0770-22-1010

年金ねんきん特別便が 順次お手元に届きます!!

今後、ご本人の年金の加入履歴などをお知らせする「ねんきん特別便」が社会保険庁より送付されます。3月までに、ご本人の基礎年金番号に他の記録が結びつくと思われる方に送付され、その後年金受給者の方には4月から5月、被保険者の方には6月から10月にかけて送付される予定です。

しかし、社会保険庁にご本人よりお届けいただいた住所などについて、万一変更の手続きがお済みでない場合にはお届けすることができません。

ねんきん特別便の内容の**確認**と確認後の**回答**

3月までに送付される「ねんきん特別便」は、ご本人の基礎年金番号に他の記録が結びつくと思われる方へ送付されます。ご自身の記録に漏れがないか十分ご確認いただき、訂正があるかないかを記入して社会保険業務センターにご返送ください。

住所変更の届出がお済みでない方

転居などによる住所変更の届出は、役場もしくはお勤め先で終わられていることと思いますが、万一お済みでない方は大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが次のところで手続きをお願いします。

- 国民年金第1号被保険者……役場住民課もしくは住民サービス室(上中庁舎)
- 厚生年金加入者やその配偶者…お勤め先の社会保険担当者
- 年金受給者 ……敦賀社会保険事務所

ご結婚などで**名字**が変わった方

結びつく可能性のある他の記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、万一氏名変更のお届けがなされていない方は、敦賀社会保険事務所への届出をお願いします。



ねんきん特別便専用ダイヤル

☎ 0570-058-555

●問い合わせ
敦賀社会保険事務所 TEL0770-23-9904
住民課 TEL0770-45-9106

まちの話題

素早い 払い手

第29回若狭町かるた選手権大会(12/16)

若狭町かるた選手権大会が三方青年の家で行われ、町内の小学生から一般競技者まで83人が参加し熱戦を繰り広げました。静まり返った会場で読手が札を読み上げると、参加者は素早い手つきでかるたを払い、中には遠くまで札を飛ばし札を探す場面もありました。



素早い手つきでかるたをとる参加者

【大会結果】

○小学校1・2年生の部

優勝 坊 凜太郎(明倫小学校2年)
次勝 玉井 美里(三宅小学校2年)
3位 飛田 明日香(三宅小学校2年)
" 岡田 千夏(気山小学校1年)

○小学校3・4年生の部

優勝 坊 亜沙美(明倫小学校4年)
次勝 大山 和香菜(気山小学校3年)
3位 大内 梢江(気山小学校4年)
" 森川 太陽(みそみ小学校4年)

○小学校5・6年生の部

優勝 砂原 悠花(気山小学校6年)
次勝 堀田 真衣(気山小学校6年)
3位 谷口 知穂(気山小学校6年)
" 坊 鈴絵(明倫小学校6年)

○中学・高校・一般の部

優勝 上山 陽介(三方中学校2年)
次勝 上野山真一郎(三方中学校1年)
3位 中村 明日美(若狭町横渡)
" 山口 千里(三方中学校1年)

熱弁・農業の素晴らしさ

かみなか農楽舎研修報告会(12/20)

かみなか農楽舎の研修生と社員が、日ごろの農業活動を通じて学んだことや体験を発表する研修報告会が開催されました。地元住民や関係者が聴講する中、日ごろは作業着姿の研修生たちもこの日はスーツ姿で少し緊張気味の様子。神奈川県の子会社を退職し、昨年4月からかみなか農楽舎で研修している大久保友貴さんは「小さいころから農業に興味を持っていて、ここに来ました。草取りなどきつい作業などもありましたが、素晴らしい仲間に出会い、地元の方々にもアドバイスなどいただき感謝しています。次年度は収穫量の向上に努めたい」と発表。来場者はその熱意と農業の素晴らしさをあらためて感じていました。



発表する研修生

※広報紙に「あなた」が写っていましたら役場企画環境課にご連絡ください。

写真をさしあげます。(TEL 0770-45-9110)

利用者にやさしい駅に！

若狭ライオンズクラブ時計寄贈(1/10)

気山駅・藤井駅スロープ完成

若狭ライオンズクラブが、結成35周年を記念し、町内4駅(三方駅、十村駅、大鳥羽駅、上中駅)と西部管理センターに電波時計を寄贈されました。電波時計は施設内外に設置され小浜線やバス利用者の乗車や待ち合わせなどに役立っています。

また、気山駅と藤井駅にスロープが設置されました。これは車椅子やベビーカーでも小浜線を利用できるようにと町が整備したもので、この2駅の完成により、町内全ての駅がバリアフリー(段差がなく乗降できる状態)となりました。

大鳥羽駅に取り付けられた電波時計



藤井駅に完成したスロープ

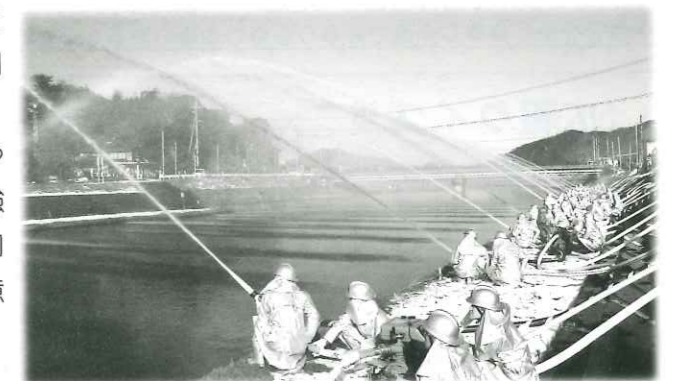
力強く 一斉放水

三方消防団・防犯隊三方連隊合同出初式(1/6)

上中消防団出初式(1/12)

新春恒例の出初式が行われました。三方消防団と防犯隊三方連隊の合同出初式には、団員、隊員、三方消防署員や関係者ら約170人が参加。鱈川での一斉放水では赤・青・黄・緑の4色の放水も行われ、集まった見物客はその美しい放物線に見入っていました。また、三方庁舎前道路で分列行進が行われ、制服姿に身を包んだ団員らは堂々と行進しました。

上中消防団出初式には、団員、上中分署職員や関係者ら約150人が参加し、上中庁舎前で、力強い一斉放水や分列行進を行いました。参加した団員らは、機敏な動作を披露するとともに、防災意識を高めていました。



鱈川での一斉放水

交通事故のない若狭町に

若狭町交通安全祈願祭(1/9)

今年1年の交通安全を願う交通安全祈願祭が恵比須神社で行われました。祈願祭には交通安全協会三方・上中両支部、敦賀・小浜警察署員、関係者ら約30人が参加。敦賀交通安全協会三方支部の古崎邦夫副支部長が「交通事故のない安全で安心して暮らせる町となるまで、自らが交通安全運動の推進者としての責務を果たしていきます」と誓いの言葉を述べ、出席者らは交通事故撲滅に心を一つにしていました。



交通安全を祈願する出席者

和

～なごやかに～
若狭町長 千田千代和

新たなる脱皮を目指して

12月定例会において、「町営観光ホテル・水月花」と、隣接する梅丈ランド（テニスコート、ゲートボール場）の運営管理を、民間業者に委ねる条例の改正を承認いただいた。水月花の前身である「国民宿舎梅丈ロッヂ」（昭和38年建設）が、当初の民営から昭和43年に町直営になって以来、先人、先輩の努力により1年たりとも赤字を出さず今日に至っている。平成7年、国民宿舎の冠を取り、施設名も「国際観光ホテル水月花」と改称して以来、早や12年が経過した。すばらしく恵まれた環境、施設、接客、料理など、多くの利用客に満足いただき、喜ばれ、町観光のシンボルの存在として君臨

している。しかしながら建築後12年の時の流れは争えず、建物のリフレッシュ時期を迎え、さらに従業員の頑張りも及ばず、近年特に利用客は伸び悩み減少の傾向を示している。時間じくして、安倍前総理が観光立国を宣言され、今年度中には国土交通省に観光庁が新設される見通しである。我が町としても合併以来、環境のまちづくりと観光立町をまちづくりの大きな2本柱としてとらえている。幸いにして平成17年に「三方五湖」がラムサール条約湿地に登録されたことにより世界への情報発信が可能となりありがたいことに外堀の条件整備が整いつつある中、これらを如何に若狭町版に結びつけるかが大きな課題でもある。観光振興にあたって、今日の若

狭町に求められる重要なことは、行政、民間挙げて観光立町を推進していく態勢づくりである。今回の水月花指定管理者制度を大きなチャンスにとらえ、国際、国内集客の新たな拠点づくりを期待するものである。指定管理者応募の条件も数多く設けており、特に年間最低1700万円を納付していただくことになっている。この算定基礎は民間であれば当然払わなければならない固定資産税と借地料を合わせた額である。そのほか、町内既存業者等への配慮など行政との関わりを強く打ち出し、官民協調した中で大きな先導役としての脱皮を試みようとするものである。町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

広報クイズ

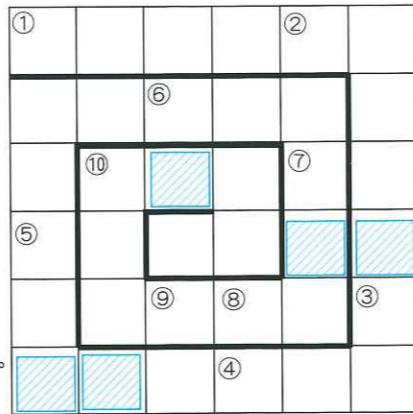
■応募方法■

キーワードを解いて、しりとりをしながら右回りにことばを入れてください。5つある青いマスの文字を並びかえると、答えになります。ハガキに答えと広報紙の感想やご意見、住所、氏名を書いて、「〒919-1393若狭町役場企画環境課」（住所は省略できます）まで送ってください。E-mailでも受け付けます（kikaku@town.fukui-wakasa.lg.jp）。正解者の中から抽選で5人に図書券が当たります。当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。締め切りは2月15日（金）必着です。

しりとりうずまきクイズ

◇キーワード◇

- ① 鬼は外！○○○○○!
- ② ユリ科の多年草。球根で育ち、観賞用です。オランダが有名。
- ③ ○○○○飛行機。最近ではジェットが多くなりました。
- ④ 大気の強い乱れ。飛行機では怖い。
- ⑤ 水月湖と久々子湖を結ぶ運河。
- ⑥ 食彩海道○○○○。
- ⑦ 東西南北を確認するとき使います。
- ⑧ 地中に打ち込み目印や支柱にする棒。
- ⑨ 福井県の隣の○○○○県。
- ⑩ アメリカ合衆国の首都。



ヒント：数え年15歳を祝う行事。2月3日に行われます。

こたえ ○○○○○

広報クイズ1月号の答え「セイジンシキ」
①ネズミ ②ミジンコ ③コシヒカリ ④リキシ ⑤シンカイソク
⑥クエ ⑦エージェント ⑧トヨタミヒデヨシ ⑨シンセサイザー

このコーナーでは、その月に3歳を迎える町内にお住まいの男子・女の子に登場していただいています。ご応募いただいた方のみ掲載しています。今回は平成17年2月生まれの3歳になるお子さまです。



杉森 はなちゃん

2月15日生まれ(下タ中)

親:尚・芙美さん

サンタさんにももらった

「ポポちゃん」が

大好きです♡

谷保 愛ちゃん

2月15日生まれ(南前川)

親:泰彦・裕子さん

忙しい母に代わって

お姉ちゃん達が

よく面倒を見てくれます♪



◇「3歳で〜す」応募方法◇

今回は平成17年3月生まれのお子さまが対象です。写真と25字以内のコメントを添えて、企画環境課または住民サービス室（上中庁舎）にお持ちください。（E-mailでの送付も可。）

2月5日（火）必着です。

●問い合わせ

企画環境課（TEL 0770-45-9110）

E-mail: kikaku@town.fukui-wakasa.lg.jp

（E-mailでの送付の場合は受信確認のため、必ずお電話ください。）

冠句

川柳

短歌

俳句

- | | | | |
|---|--|---|---|
| <p>雄弁家 泣いて笑って 来た人生
若狭町冠句の会
よもぎ餅母の思いが沸いてくる</p> | <p>お年玉待つ子が増える喜びを
ほっと川柳
昭有史に私の空襲浴びました
医者よりも膝が知ってる雨マーク
川柳湖畔
つやつやとして
背に丸く小春を負うて散歩する老婆の顔は
夕べの雨に
うら庭に匂いて咲きし終の花こぼれ落つ
冷え込みし朝
上中短歌会
初雪の朝虹見ゆさはやかに百八十度ありと
乙女昂ぶる
両の手につつむ湯呑みの熱き茶にホッと一息
佐久間美枝子(北前川)</p> | <p>かをり歌会
かはりなき故郷の一水冬木立
もみぢ手の孫の小さな雪だるま
霜の中 弘人(大鳥羽)</p> | <p>大鳥羽やよい会
宵の年いっまで続く酔いの年
風呂敷を包む仕種や日脚伸び
つくし句会
橋本 弘子(井ノ口)</p> |
| <p>浜松 万里(鳥浜)</p> | <p>小畑 茂(田名)
中塚よしる(脇袋)
田中てるの(堤)</p> | <p>榎本とめ子(三方)
清水 博江(鳥浜)
田村 初枝(海士坂)
川端美代子(日笠)</p> | <p>島中 弘人(大鳥羽)
霜中 冬至(大鳥羽)
佐々木増治(若王子)
前田 鈴子(田上)</p> |

広報文芸



暮らしの情報BOX 2月

三方一上中間は「0770」をつけてください

- 三方庁舎 45-1111(代)
 - 総務課 45-9109
 - 企画環境課 45-9110
 - 税務課 45-9101
 - 住民課 45-9106
 - 建設水道課 45-9104
 - 農林水産課 45-9102
 - 商工観光課 45-9111
 - 会計課 45-9100
 - 議会事務局 45-9117
 - 保健センター 45-1563
 - 三方診療所 45-0714
 - 教育委員会事務局 45-2222
 - 三方図書館 45-9115
 - 縄文博物館 45-2270
 - 水月花 47-1234

- 上中庁舎 62-1111(代)
 - 福祉健康課 62-2703
 - 子育て支援課 62-2704
 - 文化振興課 62-2508
 - パレオ若狭図書館 62-2505
 - 文化財室 62-2711
 - 住民サービス室 62-2700
 - 上中病院 62-1188

選挙区の変更

若狭町選挙管理委員会

次回の選挙から選挙区および投票所の一部が変更になります。

■変更内容

◇遊子区

第6投票区から第5投票区へ変更、投票所は梅の里小学校

◇小川区、神子区、常神区(第6投票区)

投票所が岬保育所から岬小学校へ変更

※そのほかの選挙区は変更ありません。

●問い合わせ

若狭町選挙管理委員会(総務課内)

宝くじ助成で整備

企画環境課

宝くじの売り上げ金を財源とした「コミュニティ助成事業」で、岩屋区と田井野区が祭りの備品を整備しました。このように宝くじの売り上げ金は、公共施設や備品などにいかされています。

●問い合わせ

企画環境課



岩屋区に購入した見送



田井野区に購入した太鼓

介護支援専門員証は更新が必要です

福井県長寿福祉課

平成18年度から「介護支援専門員登録証明書」が『介護支援専門員証』に変わり、5年間の有効期間が設けられました。有効期間が過ぎると、介護支援専門員として働くことができなくなります。介護支援専門員証の有効期間を更新するには、研修を受ける必要があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://info.pref.fukui.jp/kourei/keamane/keamanetouroku.html>

ホームページをご覧になれない方には資料をお送りします。「住所」・「氏名」・「郵便番号」を記入した返信用長3封筒に80円切手を貼り、下記までお送りください。

■送付先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁長寿福祉課介護保険支援グループ

●問い合わせ

福井県長寿福祉課
TEL0776-20-0333

養育費巡回相談

福井県母子寡婦福祉連合会

母子(父子)家庭の子の養育費に関する相談・アドバイスを行います。

■日時

2月7日(木)11:00~15:00

■会場

若狭健康福祉センター
(小浜市四谷町)

●問い合わせ

若狭健康福祉センター
TEL0770-52-1300

募集

看護学生募集

公立若狭高等看護学院

公立若狭高等看護学院では、平成20年4月入学の一般(後期)受験生を募集しています。

■受付期間

2月4日(月)~2月15日(金)

■試験日

2月26日(火)

■試験会場

公立若狭高等看護学院

●問い合わせ

公立若狭高等看護学院
TEL0770-52-0162

☆☆宅地分譲中☆☆

■朝霧分譲地 3区画

■若王子分譲地 2区画

※詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 企画環境課

学びたいを行動に!

福井県立道守高等学校

多くの中高年の方(最高齢67歳)が道守高校で学んでいます。月に2回程度日曜日に登校し、レポートを提出して学ぶコースです。「学ぶチャンス逃したから」、「退職したから」、「余裕ができたから」と、年齢に関係なく学べる道守高校で高校生活を送ってみませんか。

■個別相談日

1月27日、2月3日、2月17日、3月2日 ※要電話予約、指定日に来校できない場合はお問い合わせください。

■願書受付

3月14日(金)~3月28日(金)

●申し込み・問い合わせ

福井県立道守高等学校
TEL0776-36-1184

国の教育ローン

国民生活金融公庫

入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など、入学時や在学中に必要な資金を融資する公的な制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は、学生・生徒お1人につき200万円以内、返済期間は10年以内です。

●問い合わせ

国民生活金融公庫武生支店
TEL0778-23-1133

ボランティア・職員募集

若狭町社会福祉協議会

◆五湖の郷ボランティア募集

■募集内容

- ①デイサービス送迎車両の運転、
- ②デイサービス・特養入浴サービス時の衣類着脱介助、
- ③習字、絵手紙、歌などのレクリエーション指導・参加、
- ④ケアホーム入居者への文化・クラブ活動などの指導・参加など

●申し込み・問い合わせ

若狭町社会福祉協議会
五湖の郷運営準備室
TEL0770-45-2837(泉)

◆社会福祉協議会職員募集

■募集内容

- ①看護職員(正規)2名、
- ②ケアマネージャー(正規)1名、
- ③介護職員(パート)若干名

■勤務地

若狭町社会福祉協議会が運営する各事業所

■募集期間

随時

●申し込み・問い合わせ

若狭町社会福祉協議会
TEL0770-62-9005(パレオ若狭)

介護保険で要介護認定を受けている方へ

確定申告で控除が受けられる場合があります

身体障害者手帳等を所持されている方と同程度の障害のある65歳以上の方で、介護保険の要介護認定者は、確定申告で税法上の障害者控除が受けられる場合があります。

控除を受けるためには、あらかじめ、町長の発行する「障害者控除の対象とする認定書」の交付を受ける必要があります。

申請は、福祉健康課で受け付けます。なお、認定書は即時発行できませんので、余裕を持って申請してください。

■確定申告で控除を受けるまで

福祉健康課に、「障害者控除の対象とする認定書」の交付を申請する。

→ 福祉健康課で確認のうえ、後日「障害者控除の対象とする認定書」の交付を受ける。

→ 確定申告の際に、「障害者控除の対象とする認定書」によって控除を申請する。

●問い合わせ 福祉健康課